

笠間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月21日

笠間市監査委員 仙 波 操

笠間市監査委員 須 藤 幹 夫

笠間市監査委員 小 藺 江 一 三

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象及び範囲

公の施設指定管理者

対象団体	公の施設	令和2年度 指定管理料	所管課
株式会社セイウン	笠間市地域交流センターいわま	24,000,000円	市民活動課

監査の範囲

- (1) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (2) 令和2年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

第3 監査の着眼点及び実施内容等

監査については、笠間市監査基準にのっとり、提出を求めた監査資料に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、また指定管理者の管理運営業務が協定書、仕様書及び事業計画書等に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるか、施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかを主眼として、1月12日に所管課及び1月25日に指定管理者から説明を聴取し、関係諸帳簿並びに証拠書類を監査した。

第4 監査の結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容でおおむね適切に処理されていることを確認した。

笠間市と株式会社セイウンとの間で締結した「笠間市地域交流センターいわま」の管理運営に関する基本協定書に定めるところに従っておおむね適正に管理、運営が行われているものと認められた。

また、会計事務及びその他の関係帳簿等を審査した結果、おおむね適切に処理されているが、今後は、預金出納帳を作成してより適正な会計事務に努められたい。

第5 監査の概要

団体名：株式会社セイウン

所管部課：市民生活部 市民活動課

(1) 施設の概要

ア 名称 笠間市地域交流センターいわま

イ 位置 笠間市下郷4438番地7

ウ 施設の概要等

敷地面積 6,332㎡

交流センター 木造平屋建947.18㎡

駐車場84台 防災井戸1基

(2) 指定管理の内容

ア 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
(5年間)

イ 指定管理料 24,000,000円(令和2年度)

(3) 指定管理者の概要

株式会社セイウンは、昭和41年に埼玉清運株式会社として設立され、平成24年に現社名に名称変更された。この間、浄化槽清掃や一般廃棄物管理業など生活環境を支える事業に取り組み、近年は指定管理者施設における管理運営業務にも力を入れ、お客さまの快適な環境を日々追求するという理念のもと、事業展開している。

「笠間市地域交流センターいわま」の指定管理を行うほかに、コミュニティ施設、貸館施設、体育施設、公園・温浴施設などの指定管理者として管理運営を行っている。

(4) 監査結果

「笠間市地域交流センターいわま」の指定管理は、市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点としての機能を図ることを目的とし、地域団体のコミュニティ活動や市民の交流の場、市民活動団体やNPO団体、さらに観光客等の拠点や情報発信の場として活用できるよう、管理運営を行うことを目的としている。

令和2年度の指定管理にあたっては、「人が集まり交流が生まれる、多世代の地域活動の拠点づくり」「笠間の魅力を集めて届ける、観光の拠点づくり」「誰もが安全安心して利用できる快適な施設づくり」の3点を運営方針として掲げ、キッズダンスやヨガなどの開催による「健康推進教室・イベント」、ATAGO・キッズフェスでの似顔絵展覧会などの「多世代の交流」、愛宕山を登るジオハイキング、あたごのオリジナルキャラクターの制作などの「観光拠点としての施設PRの強化」、ジオジャパン上映会、竹細工教室開催による「笠間市魅力発信・再発見事業」の自主事業にも取組み、施設の利用促進と利用者へのサービスの向上にも寄与している。

また、施設の利便性向上の取り組みやコロナ対策にも努められ、利用者の快適かつ安全な利用を図るなど適正な管理運営に努められていると認められた。

しかしながら、当初想定されていなかった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月から5月にかけての施設の休館やその後の施設の様々な利用制限の影響もあり、来館者数が当初目標の40,000人には届かず、25,613人の来館者数となっている。

令和2年度の事業の収支状況については、収入は24,000千円の指定管理料のほか利用料金収入など全体で26,604千円、支出は26,349千円で256千円の黒字となっている。ただしこれは、新型コロナウイルスの影響により来館者数の減少に伴う利用料金の減少、自主事業収入の減少により、経費の縮減は図るものの赤字になり、国からの雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金で646千円を充当したことによるものである。

(5) 今後の方向

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、施設においては、身体的距離の確保、施設利用の人数制限、感染防止の消毒液の設置など、様々な制限や感染症対策を講じた施設運営が求められるので、今後とも安心、安全な対応策に努められたい。

なお、コロナ禍に伴う施設の管理運営については、事業への影響を十分見極めながら、対策に努め、市とも協議・調整しながら、当初の管理運営の目的が達成できるように努められたい。

また所管課においても、指定管理者の業務実施状況や事業報告書、コロナの事業への影響等を十分確認し、当初ねらいとした目的が達成できるように、今後とも的確な対応に努められたい。